

## 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法

公 布 二〇〇四(平成十六)年六月一八日(法律  
施行 第二五号)

**第一条(趣旨)**この法律は、近年における我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため、特定船舶の入港を禁止する措置について定めるものとする。

**第二条(定義)**この法律において「外国」とは、本邦以外の地域をいう。

2 この法律において「特定船舶」とは、次に掲げる船舶のうち次条第一項の閣議決定で定めるものをいう。  
一 次条第一項の閣議決定で定める特定の外国(以下「特定の外国」という。)の国籍を有する特定の船舶  
二 次条第一項の閣議決定で定める入港が禁止される期間(以下「入港禁止の期間」という。)のうち当該閣議決定で定める日以後の期間に特定の外国の港に寄港した船舶(前号に掲げるものを除く。)  
三 前二号に掲げるもののほか、特定の外国と前二号の関係に類する特定の関係を有する船舶

**第三条(入港禁止の決定)**我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があると認めると閣議において、期間を定めて、本邦の港への入港を禁止することを決定することができる。  
2 前項の閣議決定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。  
一 入港禁止の理由  
二 特定の外国  
三 入港禁止の期間

四三 特定船舶  
入港禁止の期間

五 前条第二項第二号の船舶を特定船舶とする場合にあっては、同号に規定する日

六 第六条第一項の規定により特定船舶を出港させなければならない期日

七 その他入港禁止の実施に關し必要な事項

3 第二項の閣議決定後、前項各号に掲げる事項の変更(当該閣議決定に基づく入港禁止の一部の実施の終了を内容とする変更を除く。)の必要が生じたときは、閣議において、当該閣議決定の変更を決定することができる。

第四条 告示 内閣総理大臣は、前条第一項又は第三項の閣議決定があつたときは、直ちに、その内容を告示しなければならない。

第五条(国会の承認)政府は、前条の規定による告示があつたときは、当該告示の日から二十日以内に国会に付議して、第三条第一項又は第三項の閣議決定に基づく入港禁止の実施につき国会の承認を求めるべきではない。ただし、国会が閉会中の場合は又は衆議院が解散している場合には、その後最初に召集された国会において、速やかに、その承認を求めるべきではない。

第六条(入港禁止の実施)第三条第一項又は第三項の閣議決定があつたときは、当該閣議に係る入港禁止の実施を終了させなければならない。この場合においては、内閣総理大臣は、直ちに、その旨を告示しなければならない。

第七条(入港禁止の終了)第三条第一項又は第三項の閣議決定後、当該閣議決定に基づく入港禁止の全部若しくは一部を実施する必要がなくなったと認めるとき又は国会が当該閣議決定に基づく入港禁止の全部若しくは一部の実施を終了すべきことを議決したときは、速やかに、閣議において、当該入港禁止の全部又は一部の実施を終了することを決定しなければならない。この場合においては、内閣総理大臣は、直ちに、その旨を告示しなければならない。

第八条(国際約束の誠実な履行)この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意しなければならない。

1 この法律は、公布の日から起算して一百日を経過した日から施行する。

2 国は、この法律の施行の状況、我が国を取り巻く国際情勢等に鑑み、必要があると認めるときは三年以下の懲役若しくは三〇〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

### 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一百日を経過した日から施行する。

2 国は、この法律の施行の状況、我が国を取り巻く国際情勢等に鑑み、必要があると認めるときは三年以下の懲役若しくは三〇〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の閣議決定においては、船長に代わってその職務を行うことができる場合においては、船長が代わってその職務を行なう者。(以下同じ。)は、当該特定船舶に係る入港禁止の期間において、当該特定船舶を本邦の港に入港させ得ない。

3 第二項の規定に違反した船長は、三年以下の懲役若しくは三〇〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

長は、当該閣議決定で定める期日までに、当該特定船舶を本邦の港から出港させなければならない。ただし、遭難又は人道上の配慮をする必要があることの他のやむを得ない特別の事情がある場合は、この限りでない。